

評価シート（年度評価）

名古屋市寿荘の管理運営状況

1 基本情報 <所管局:健康福祉局>

指 定 管 理 者	社会福祉法人八起社		
主な業務内容	養護老人ホームの運営		
評価対象期間	平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月	指定管理期間	平成 25 年 4 月～令和 5 年 3 月

2 評価結果

評価項目			評価区分	特記事項
1 基本 事項	(1) 平等利用	市民の利用にあたって不公平が生じていないか。	○	
	(2) 開館の実績	利用日・利用時間が遵守されているか。	○	
	(3) 情報管理	情報の管理・保護が適切になされているか。	○	
	(4) 職員体制	職員の配置、勤務実績、労働環境等は適切か。	○	
	(5) 法令等の遵守	法令、協定書等を遵守しているか。	○	
	(6) 事故・災害等への対策・対応	事故・災害等発生時の対策・対応が行われているか。	○	
2 維持 管理	(1) 建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理されているか。	○	
	(2) 警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	○	
	(3) 清掃業務	利用者が快適に利用できるような状態が保持されているか。	○	
	(4) 備品の管理	備品が適切に管理されているか。	○	
3 サ ー ビ ス	(1) 利用実績	当初の目標通りの利用実績を挙げているか。	○	
	(2) 事業実施状況	計画通り事業が実施されているか。	○	
	(3) 広報・P R の実施	利用促進のための取組みを実施しているか。	○	
	(4) 接客態度	接客態度、名札、服装等は適切か。	○	
	(5) 苦情・要望の把握・対応	利用者の意見、苦情を受けて、迅速に対応できているか。	○	
	(6) 利用者満足度	利用者の満足度を把握し、必要に応じて対応しているか。	○	
4 経 費 等	(1) 執行状況	指定管理料の執行等は適正になされているか。	○	
	(2) 収支状況	当初の予定通りの収支状況になっているか。	○	
	(3) 再委託	再委託の方法は適正か。	○	

【総合評価】

所管局のコメント・特記事項等
適切な管理運営が実施された。心身機能の低下傾向の方が増えているなか、引き続き転倒事故等が発生しないよう工夫しながら支援にあたった。また、地域との交流や多様なクラブ活動を引き続き行うことで、入所者の日常生活の充実に努めた。

評価シート（年度評価）

名古屋市寿楽荘の管理運営状況

1 基本情報

<所管局:健康福祉局>

指 定 管 理 者	社会福祉法人愛生福祉会		
主な業務内容	養護老人ホームの運営		
評価対象期間	平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月	指定管理期間	平成 26 年 4 月～令和 6 年 3 月

2 評価結果

評価項目			評価 区分	特記事項
1 基 本 事 項	(1) 平等利用	市民の利用にあたって不公平が生じていないか。	○	
	(2) 開館の実績	利用日・利用時間が遵守されているか。	○	
	(3) 情報管理	情報の管理・保護が適切になされているか。	○	
	(4) 職員体制	職員の配置、勤務実績、労働環境等は適切か。	○	
	(5) 法令等の遵守	法令、協定書等を遵守しているか。	○	
	(6) 事故・災害等への対策・対応	事故・災害等発生時の対策・対応が行われているか。	○	
2 維 持 管 理	(1) 建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理されているか。	○	
	(2) 警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	○	
	(3) 清掃業務	利用者が快適に利用できるような状態が保持されているか。	○	
	(4) 備品の管理	備品が適切に管理されているか。	○	
3 サ ー ビ ス	(1) 利用実績	当初の目標通りの利用実績を挙げているか。	○	
	(2) 事業実施状況	計画通り事業が実施されているか。	○	
	(3) 広報・P R の実施	利用促進のための取組みを実施しているか。	○	
	(4) 接客態度	接客態度、名札、服装等は適切か。	○	
	(5) 苦情・要望の把握・対応	利用者の意見、苦情を受けて、迅速に対応できているか。	○	
	(6) 利用者満足度	利用者の満足度を把握し、必要に応じて対応しているか。	○	
4 経 費 等	(1) 執行状況	指定管理料の執行等は適正になされているか。	○	
	(2) 収支状況	当初の予定通りの収支状況になっているか。	○	
	(3) 再委託	再委託の方法は適正か。	○	

【総合評価】

所管局のコメント・特記事項等
適切な管理運営が実施された。コロナ禍の中でもソーシャルディスタンスを意識しながらクラブやお楽しみ食を増やし積極的に提供した。利用者が安心、安全、安楽に過ごしていただけるようサービス提供の向上に努めた。

施設の現状

養護老人ホーム(2か所)

※寿荘、寿楽荘をまとめています。

本対社、対楽社をよびついでいます。

施設 の 現 状	施設概要							
	養護老人ホームは、老人福祉法第11条第1項第1号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設です。 (定員:寿荘 250名、寿楽荘 120名) 養護老人ホームは、高齢者の生活の場である入所施設であり、一度入所されるとかなり長期間在所するものが通例となっています。 こうした入所者に対する処遇の継続性を確保するためには、同一の運営法人に一定長期間の運営をお願いすることが必要であると考え、指定管理期間の原則である4年では短すぎるため、10年の指定管理期間としています。							
	市の収支状況(千円)（令和元年度決算額）							
		支出			収入			
	施設	指定管理料	その他	計	使用料	その他特定財源	一般財源	計
	寿荘	433,546	5,253	438,799	0	81,301	357,498	438,799
	寿楽荘	246,780	3,420	250,200	0	39,025	211,175	250,200
特記事項								
支出のうち「その他」欄は、各施設に係る工事費。								
管理 運 営 指 標 の 状 況	取組状況							
	指標	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
	年度末における入所者数(寿荘)	人	250	249	250	249		
	年度末における入所者数(寿楽荘)	人	119	108	108	114		
	特記事項							
	寿荘 平成25年度より指定管理者制度 寿楽荘 平成26年度より指定管理者制度							